

富岡町太陽光発電施設（営農型を含む）の農地への

設置に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、富岡町内の農地における太陽光発電施設の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う設置者に対し、【地域で営農を行う者や地権者等】に対して事業計画内容を施工前に明らかにするための手続きや設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定めることにより、設置者による適正な設備の導入及び管理を促し、町内の優良農地の確保を図り、営農再開を促進させ、富岡町が定めた営農再開方針が達成されることを目的とする。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる定義は当該各号に定めるところによる。

（1）太陽光発電施設

太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附属設備をいい、出力10kW以上の発電施設をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。

（2）出力

太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。

（3）設置者

太陽光発電施設を設置するものをいう。

（4）事業区域

太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。

（5）近隣営農者

事業区域の境界から100メートル以内の区域に存する農地の所有者並びに農業者をいう。

（6）施工前

町農業委員会へ農地転用許可申請の事前相談を行う前をいう。

（7）優良農地

富岡農業振興地域内農用地及び第1種農地をいう。

3. 対象地域

このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

4. 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、富岡町が定める営農再開方針の達成に影響を及ぼす地域を、本ガイドラインでは、原則として「設置するのに適当でないエリア」（別表）として定める。

5. 遵守事項

設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)関係法令、経済産業省が策定する「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」等のガイドラインや指針等を遵守すること。

(2)近隣営農者との調和に努めること。

(3)雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。

(4)豊かな自然景観や由緒ある歴史景観などを阻害しないよう、発電設備の設置位置などに配慮すること。

(5)災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。

(6)事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。

(7)法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な農地の阻害又は営農者への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、周辺環境に十分に配慮すること。

(9)施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

(10)施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(11)事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

6. 説明会等の実施

(1)設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣営農者に対し、説明会その他適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとする。

(2)設置者は、説明会等において、近隣営農者から出された要望及び意見に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとする。

(3)設置者は、近隣営農者に対する説明会等の概要及び近隣営農者から出された要望及び意見について、富岡町太陽光発電施設設置説明会等概要報告書（様式第1

号)を作成し、町長に報告するものとする。

(4)設置者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、営農者の理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

7. 太陽光発電施設に係る届出等

(1)設置者は、第6条に定める住民説明会を開催した後に、富岡町太陽光発電施設設計画書(様式第2号)に事業区域の位置図等を添付し、町長に届け出るものとする。

(2)設置者は、前項に定める計画書提出後、町農業委員会に対し農地転用許可申請を提出し、許可後工事が完了したときは、14日以内に富岡町太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第3号)を町長に届け出るものとする。

(3)設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止、譲渡若しくは承継しようとするときは、変更、廃止、譲渡又は承継する30日前までに、富岡町太陽光発電施設変更・廃止等届出書(様式第4号)を町長に届け出するものとする。

(4)設置者は、発電施設の破損又は事故等が発生したときは、速やかに太陽光発電施設事故等報告書(様式第5号)により町長に報告するものとする。

(5)設置者及び地権者は、発電施設を廃止した場合に原状復帰する旨を記載した原状復帰誓約書(様式第6号)を町長に提出すること。

8. 発電施設等の適切な維持管理

(1)設置者は、発電施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を行うこと。

(2)発電施設において、施設の破損、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、設置者に連絡を取ることができるよう、発電施設の名称、設置場所の住所、発電施設の発電出力、設置者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見えやすい場所に設置すること。

(3)設置者は、外部から容易に発電施設に触れることができないように、発電施設と柵堀等との距離を空けるようにした上で、敷地内に事業関係者以外の者が、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵堀を設置するなど適切な安全対策をとること。なお、営農型発電施設については、営農する上で支障を来す場合のみ設置を省略することができるため、省略する場合はその理由を明確にすること。

(4)発電施設及び敷地については、定期的な保守点検を行うとともに除草及び清掃を行うこと。

(5)自然災害、その他の事由により発電施設が破損又は事故等が発生した場合、設置者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

(6) 発電施設を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状復帰に努めるなど、責任をもって適切な措置をとること。また、発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づいて、適切な処理を行うこと。

9. 報告

町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

10. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

11. その他

町長は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認めるときは、設置者に対して、設置事業について必要な助言、指導、勧告を行うことができるものとする。

別表

関係法令等	エリア	理由
①農地法	①第1種農地	優良農地の確保はもとより、令和3年2月に見直しをした農業振興地域内農用地は、富岡町が定めた営農再開方針を達成する上で重要な地域であるため。
②農業振興地域の整備に関する法律	②農業振興地域内農用地	
③富岡町営農再開方針	③町内の「下郡山地区～上千里地区」までの農業振興地域内農用地	

附則

このガイドラインは、令和4年3月1日から施行する。